# XVIII. 管楽器と打楽器

(表18)

# A 管楽器

### 18 - 1

管楽器は標準的な記号すべてと、管楽器特有の意味を持つ記号を使用する。

## 表18Aの記号

**音**符の上か下に付いている 0 の文字

**音符の上か下に付いているプラス記号** 

## 表16℃の記号

まま ハーフブレス □: フルブレス

### 18 - 2

0の文字はオープンな音色を意味し、しばしば奏者に弱音器をはずすか、 弱音器のつかない音色に調整するよう指示するものである。 この記号は、一般的に音符の後に記す。

### 18 - 3

プラス記号は通常、弱音器を付ける場所や、弱音器の付いた音色にする場所を示している。この記号は国の違いによって、音符の前か後に記す。

## 18 - 4

墨字の息つぎ記号には、コンマ、二重の斜線、その他いろいろな記号がある。いくつかの出版物では、コンマはフルブレスであり、他の出版物ではハーフブレスを意味している。他の記号に関しても同様である。

点訳者は可能ならば、どのような意味で使われているのかをはっきりさせるべきであり、墨字の記号の形を点字でどう表示したかを説明する、点訳者の注意書きを付けるべきである。

## 18 - 5

息つぎ記号は、息つぎをする場所に記し、次の音には音列記号は必要ない。

# 例18-5 (チューバの独奏)

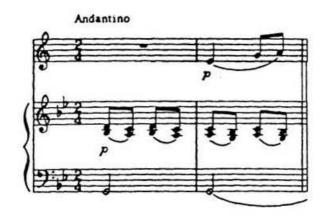
. . . .



## 18 - 6

移調楽器のパートは、墨字ページに書かれているピッチで点訳する。 アンサンブルや鍵盤楽器の伴奏が付いている場合、それぞれのパートには違う 調号が付くことになる。調号は各パラレルや各段落の初めに記すべきである。

## 例18-6



# 18 - 7

管楽器音楽に重音が出てきた時は、音程法か部分け法かを、その国の やり方に従って使用する。

## 18 - 8

"a 2"や "solo"のような指示は、墨字にあるように表すべきである。

### 18 - 9

伴奏部は別に点訳され、下の例のように通常はソロパートのアウトラインを記すか、あるいは例18-6のようにソロパートを全て書く。 どちらの例も、同じ墨字譜からの点訳である。

### 例18-9

## 18 - 10

一般的ではない現代音楽記譜法については、必要に応じて、XIII 章の「現代音楽の表記法」を参照せよ。

例18-10は現代曲であるが、32分音符のトレモロ記譜法は標準的なものである。これは奏者にフラッター奏法を指示している。可能な限り標準的な記譜法を使うこと。

# 例18-10 (拍子記号なし)



# B. 打楽器

#### 18 - 11

ベルや木琴、ハープのような旋律的な打楽器には、標準の楽譜点訳表記法 が使われる。

## 18 - 12

旋律的ではない打楽器の墨字譜は、通常下記の2つの方法のどちらかで書

かれている。打楽器の譜表に使われている線の数などの、墨字における表示方法の詳細などを示す注意書きを、記すべきである。

- (1) 一人の奏者が複数の楽器を奏するために、五線に音符が書かれている。 各々違う音符は、違う楽器を表している。 奏者が1つか、あるいは同時にたくさんの楽器を"打つ"かどうかによって、音符は旋律的に、あるいは和音のようにアレンジされている。
- (2) 音符が五本線の譜表に書かれていない。 拍子と音価は示されているが、音符は一本の横線に書かれるか、時には 2、3本の横線に書かれている。

#### 18 - 13

旋律的ではない打楽器のための五線譜には、拍子、音価、強弱や演奏上の 細かい点が書かれている。これには通常、普通の音部記号は書かれていない。 点字譜においては、音符はへ音記号で書かれているかのように記す。 その他の演奏上の細かい点は、標準のやり方で点訳する。部分けや音程法が使 われ、音程は普通連続で使われる。

例18-13は、2つのトムトムのためのソロからのものである。

例 1 8 - 1 3

: : :



表18日の記号

### 18 - 14

墨字でのRやLの文字は、普通右手あるいは左手を表す。 点字では、打楽器の手記号は音符の後に付き、指記号のように扱われる。 例18-14は、スネア・ドラムのための練習曲からである。

### 例 1 8 - 1 4

: : ::



#### 18 - 15

楽器やスティック、ブラシなどの持ち替えの指示に言葉が使われている時は、墨字と同じように記す。文字のかわりに絵や記号が使われている場合には、2つの方法がある。特別な記号を考案するか、"hs"によってハードスティック (hard stick) を表すような、略語を使うかである。

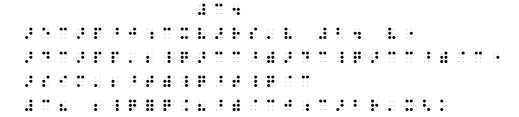
点訳者注を曲の初めに置き、記号や略語について説明すべきである。

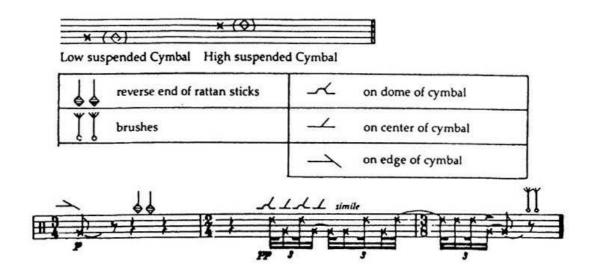
#### 18 - 16

例18-16は、いろいろな方法で奏される2つのシンバルのための音楽の一部である。音符がXで示されるという事は、楽器のリストに書かれており、楽譜においては繰り返す必要はない。

その他すべての墨字での記号は、図柄で表されている。この例での"行き先のないスラー"は、シンバルの音を響かせたままにしておくことを意味している。

## 例18-16





低くつるしたシンバル高くつるしたシンバル藤のスティックの反対の端シンバルの膨らんだ上をブラシシンバルの中央をシンバルの端を

# 18 - 17

打楽器奏者は"フラム"や"ロール"という言葉や、鍵盤楽器音楽とは違う用語を使用する。しかし、墨字の表記法は、鍵盤楽器音楽と同じようになされている。 例18-17はドラムのソロであるが、フラム(短い前打音)とロール(16分音符や32分音符の繰り返し)が使われている。このタイプの打楽器音楽は、墨字では譜表か一本の線に書かれている。

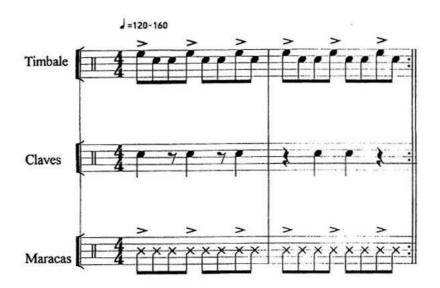
例 18-17



## 18 - 18

墨字で、どの音符はどの楽器で奏されるのか、という説明がある時は、点字にそのことを記すべきで、例18-18のように点訳することが出来る。 1つの譜表にいくつかのパートがある時は、それらは一人の奏者で演奏され、和音や部分けを使って点訳される。複数のパートが別々の譜表に書かれている時は、別々に点訳する。

## 例18-18



## 18 - 19

一本の線上に音符が書かれている場合には、音価を伴った単一の音を使用 する。通常ドの音が使われ、レの音も時に使われる。

又、下記のように他の音が選ばれることもある。

## 18 - 20

一本の線に書かれている例18-20においては、符尾の方向によって楽器が違う事を示している。スモールドラムの音符は全て符尾が下を向き、トライアングルの音符は符尾が上を向いている。

墨字では、初めに楽器の区別をつけておき、曲のあとの部分は符尾の方向で区別が付く。点字においては、ある音符をドラム用に割り当て、違う音符をトライアングルに割り当てる。

## 例 1 8 - 2 0

